

北海道核燃料税条例案の概要

総務部財政局税務課

項 目	内 容	備 考												
1 条例の趣旨 ・ 必要性等	<p>原子力発電所の立地に伴う生活環境安全対策、生業安定対策、民生安定対策等の財政需要が引き続きあることに鑑み、発電用原子炉の設置者に対して核燃料税を課することとする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【必要性・背景】</p> <p>北海道核燃料税条例は、北海道電力株式会社泊原子力発電所の立地に伴い発生している、原発立地地域及びその周辺地域の生活環境安全対策、生業安定対策、民生安定対策等の道の財政需要を賄うため、昭和63年に適用期間を5年とする法定外普通税として、発電用原子炉の設置者に対して核燃料税を課するため創設したもので、これまで期限の到来に際し、5度の更新をしており、現行条例の適用期間は平成30年8月31日までとなっている。</p> <p>平成30年9月以降においても、泊原子力発電所の立地に伴う生活環境安全対策等の財政需要が引き続きあることに鑑み、これらの財政需要を賄う財源を確保するため、北海道核燃料税条例を制定し、発電用原子炉の設置者に対し、核燃料税を課することとする。</p>													
2 条例の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納税義務者</td> <td>発電用原子炉の設置者</td> </tr> <tr> <td>課税客体</td> <td> 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業 </td> </tr> <tr> <td>課税標準</td> <td> 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 出力割：発電用原子炉の熱出力(※) </td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td> 価額割：100分の8.5 出力割：1,000キロワットにつき3万7,750円 </td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>条例施行の日から起算して5年間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	納税義務者	発電用原子炉の設置者	課税客体	価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業	課税標準	価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 出力割：発電用原子炉の熱出力(※)	税率	価額割：100分の8.5 出力割：1,000キロワットにつき3万7,750円	適用期間	条例施行の日から起算して5年間	
項 目	内 容													
納税義務者	発電用原子炉の設置者													
課税客体	価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業													
課税標準	価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 出力割：発電用原子炉の熱出力(※)													
税率	価額割：100分の8.5 出力割：1,000キロワットにつき3万7,750円													
適用期間	条例施行の日から起算して5年間													
3 施行期日	この条例は、総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。													